

11月10日(土)開催

「いんざい産業まつり」で 実りの秋を満喫しよう

「いんざい産業まつり」は、毎年、地産地消の推進を目的に開催。顔の見える販売などを通して生産者と消費者との交流を図り、市で生産される農産物・畜産物・商工業製品などを広く紹介しています。

会場内では、新鮮な野菜や地場産品の販売・飲食物の販売、ふわふわドーム(入場無料)などを実施。また、各テントでは、

1. 伊西の産物が展示・販売されます。
2. 生産者自慢の味や技を確かめて来ませんか。
3. 11月10日(土)・午前10時～午後3時。
4. BIG HOPガーデンモール 印西駐車場(原1-2)。
5. ※下図参照。
6. 農政課振興班(☎内線375)。



▲各テントでは趣向を凝らしたゲームや特産物の販売が行われます



▲ご存じ印西市のご当地グルメ「印西みそピーから揚げ」のお店も登場

▲毎年多くの来場者でにぎわう「いんざい産業まつり」(写真はいづれも昨年のもので)



都心・成田空港、羽田空港への利便性が向上

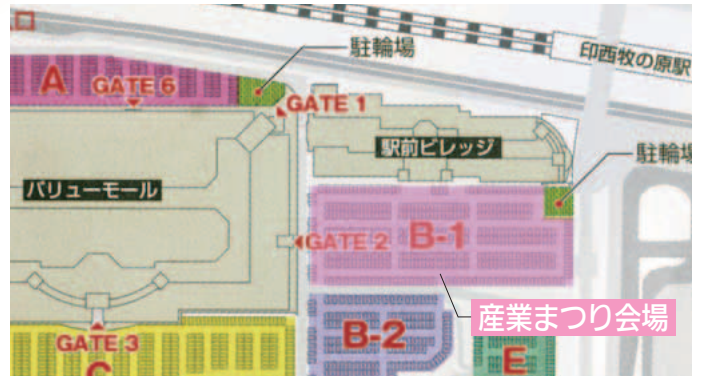
10月21日(日)から北総線のダイヤが改正

【ダイヤ改正の概要】

- ①昼間時、新鎌ヶ谷駅において、普通電車とアクセス特急との乗換接続を可能とし利便性を向上。
- ②昼間時における普通電車の待ち合わせ時間の短縮。
- ③成田空港および羽田空港へのアクセス時間短縮。
- ④印西牧の原駅～印旛日本医大駅間の増発。
- ⑤急行電車の一部普通電車化。
- ⑥平日深夜の増発による混雑緩和。

※各駅の時刻は、北総鉄道(株)ホームページ (<http://www.hokuso-railway.co.jp/>) をご覧ください。詳細は下記までお問い合わせください。

☎北総鉄道(株)運輸部 (☎047-445-7161)。



市では、平成25年4月1日から、県より都市計画法に基づく開発許可などに関する事務の移譲を受けて、事務処理市となることを予定しています。

それに伴い「印西市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(案)」(案)について、市民意見公募(パブリックコメント)を次のとおり行います。

10月16日(火)～29日(月)・午前8時30分～午後5時(土・日曜日は除く)。

市役所、各支所・出張所・公民館、市ホームページで閲覧可。市内に在住・在勤または在学の人の。

●意見の提出方法：10月29日(月)当日消印有効)までに、任意様式に「印西市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(案)」に関する意見公募」と併せて、意見・住所・氏名・

印西市都市計画法に基づく 開発行為等の許可の基準に関する 条例(案)の市民意見公募を実施

市では、民生委員を通じ65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の実態把握調査を10月中旬から実施します。

今回の実態把握調査は、緊急時や平素の見守りなどにおける連絡・活動に活用させていただくものです。

民生委員は、地域住民の身近な相談・支援者です。その役割(職務)の一つには、地域住民の生活の実態や福祉需要を把握し、適切に相談や援助を行える態勢を整えておくことを目的とした調査があります。

●注意：民生委員は、調査で伺う際、身分証明書を持参していただきますので、ご確認ください。

なお、調査で得た個人情報には「民生委員法」第15条により、守秘義務が規定されています。地区担当の民生委員が各家庭を訪問しますので、調査にご協力をお願いします。

☎社会福祉課厚生班(☎内線254・256)。

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯実態調査を開始します

第8回印旛ふれあい秋まつり

地域内で生産される農産物などの即売会、各出展団体による飲食物の模擬店や事業PR、50組を超えるフリーマーケットの出店。子どもたちが楽しめるゲームや抽選会なども開催。隣接する印旛公民館では「いんば公民館まつり」も同時開催されますので、ぜひお越しください。

11月3日(祝)・午前9時～午後2時。

※小雨決行。

☎印旛中央公園(瀬戸)。

☎印旛ふれあい秋まつり実行委員会事務局(印西市商工会印旛支所内・☎0282)。

ごみの分別大事典シリーズ⑦

ペットボトルはリサイクルできる貴重な資源

ペットボトルの原料はプラスチックと同じ石油から作られるポリエチレンテレフタレートと呼ばれる樹脂で、英語表記の頭文字をとって「PET(ペット)」と呼んでいます。このポリエチレンテレフタレートを原料とした仲間としては、繊維や食品包装フィルムなどであり、このことがペットボトル再利用品数の多さの理由となっています。

ペットボトルのリサイクルには回収したペットボトルを細かく砕いて原料にし、いろいろな製品を作る「マテリアルリサイクル」とペットボトルの原料に戻し、再びペットボトルを作る「ボトル to ボトル」の2つの方法があります。「マテリアルリサイクル」による製品の種類は年々増えており、より身近な製品に形を変えて再利用されています。

このようにリサイクルしやすいペットボトルですが、まだ燃やすごみの中に排出されている場合が見受けられます。

貴重な資源であるペットボトルは、必ず資源物として排出してください。ご協力をお願いします。

☎クリーン推進課クリーン推進班(☎内線383)。